

熊本県木造設計アドバイザー派遣事業等運営細則

(目的)

第1条 この細則は、熊本県木造設計アドバイザー派遣事業等実施要領（以下「実施要領」という。）に基づく木造設計アドバイザー派遣事業及びUD設計アドバイザー派遣事業を、円滑に実施するために定める。

(木造設計アドバイザーの業務内容)

第2条 木造設計アドバイザーの標準的な業務は次のとおりとする。

- 一 森林からの木材供給体制（素材生産量）
- 二 製材と乾燥の供給体制
- 三 J A S材と合法木材の対応
- 四 木材の接合部の加工と造作材の加工
- 五 木材の技術的課題の概要アドバイス
 - ア 取り扱える樹種と流通材寸法（断面・長さ）及び強度特性
 - イ 流通材以外の対応
 - ウ J A S材の提供
 - エ 流通材、流通材以外のそれぞれの納期の対応
 - オ 木材価格が高騰しないための供給量の限界とその対応
 - カ 木材の保管場所
 - キ 現場に納入までの流通経路
 - ク 手加工かプレカット加工かの対応
 - ケ プレカットできる長さ及び断面の把握
- 六 その他
 - ア 熊本県産材の利用について
 - イ 熊本県の森林資源情報
 - ウ 熊本県のJ A S工場の情報
 - エ 熊本県の木材の価格について
 - オ 熊本県の木材の物性について

(木造設計アドバイザーの標準的な業務を実施する工程等)

第3条 木造設計アドバイザーが行う標準的な業務を実施する工程等は次のとおりとする。

- 一 第1回アドバイス会議
 - ア 開催時期 基本設計の初期段階
 - イ 内 容
 - ① 木材の物性の説明
 - ② 構造計画に必要な木材
 - ③ 熊本県産材利用での樹種の選定
 - ④ 熊本県の樹種ごとの素材生産量の概要
 - ⑤ 素材→製材→乾燥の供給体制の概要
 - ⑥ 流通材の説明
 - ⑦ その他

二 第2回アドバイス会議

ア 開催時期 基本設計（構造計画段階）

イ 内 容

- ① 現場見学会若しくは構造計画に関するアドバイス
- ② 熊本県産材、地域材が使用された建築現場見学、事例研修

三 第3回アドバイス会議

ア 開催時期 基本設計（構造計画完了段階）

イ 内 容

- ① 木材の品質、価格、調達時期、調達期間
- ② J A S構造用製材の強度等級区分法の確認と等級決定
- ③ 設計概要、構造概要による寸法の確認
- ④ 使用量からくる納期と供給体制及び価格
- ⑤ 加工技術（接合部における手加工とプレカット加工等）の説明

四 第4回アドバイス会議

ア 開催時期 実施設計段階

イ 内 容

- ① 基本設計をベースに使用量の再確認
- ② 使用量に対する価格、品質及び納期の概要

（UD設計アドバイザーの標準タイプのアドバイス）

第4条 UD設計アドバイザーの業務のうち、実施要領第3条第3項第一号及び第二号のアドバイス(以下「標準タイプのアドバイス」という。)は、申請者側が提示する設計図書等について行う。

2 床面積1,000㎡以上の建築物に対する標準タイプのアドバイス会議の開催回数は6回とし、開催時期については、設計アドバイザーと申請者が協議して決定する。

3 床面積1,000㎡未満の建築物に対する標準タイプのアドバイス会議の開催回数は4回とし、開催時期については、設計アドバイザーと申請者が協議して決定する。

（UD設計アドバイザーのワークショップタイプのアドバイス）

第5条 新築工事に関する設計時ワークショップタイプのアドバイスは、3回とし、内容は、原則として次の各号のとおりとする。

- 一 基本設計の与条件整備のためのアドバイス会議
- 二 基本設計方針策定時のワークショップ及びアドバイス
- 三 実施設計完了時のワークショップ及びアドバイス

2 改修工事等に関する設計時ワークショップタイプのアドバイスは3回とし、内容は、原則として次の各号のとおりとする。

- 一 現況調査時のワークショップ及びアドバイス
- 二 基本設計方針策定時のワークショップ及びアドバイス
- 三 実施設計完了時のワークショップ及びアドバイス

3 新築工事又は改修工事等の施工時ワークショップタイプのアドバイスは2回とし、内容は、原則として次の各号のとおりとする。

- 一 モックアップ時のワークショップ及びアドバイス

ニ サイン計画確認時のワークショップ及びアドバイス

(追加アドバイス)

第6条 申請者は、第3条から前条までのアドバイスに追加して設計アドバイス会議の開催等によるアドバイスを申し出ることができる。

2 申請者は、前項の申し出によるアドバイスを受ける場合は、実施要領別表1に定める追加アドバイスに係る手数料を納付しなければならない。

(協議)

第7条 設計アドバイザー及び申請者の協議により合意し、理事長が承認した場合は、第2条から第5条の規定にかかわらず、アドバイスの時期、内容等を変更することができるものとする。

(雑則)

第8条 この細則の運用について、必要な事項は、理事長が別に定める。

附則 この規則は、平成26年5月16日から施行する。

附則 この規則は、平成28年5月23日から施行する。

附則 この細則は、令和2年8月1日から施行する。

附則 この細則は、令和2年12月24日から施行する。